

# 「河東地区幼保連携型認定こども園の整備・運営方針（案）」について

## 1 はじめに

近年、核家族化の進行など子育て世代をとり巻く環境が大きく変化する中、会津若松市では、保育施設を利用する子どもが増加する一方で、幼稚園を利用する子どもが減少しています。

市内で唯一の公立幼稚園である河東第三幼稚園でも、近年、園児数が減少しており、今後、集団での活動が難しくなることが予想されるため、令和2年度に、河東地区の教育・保育施設の方針を次のとおり決定しました。

【河東地区の教育・保育施設の方針として決定した事項】	
<b>河東第三幼稚園と広田保育所を統合して幼保連携型認定こども園とする。</b>	
・場 所	広田保育所の敷地及び建物を活用する
・定 員	今後の幼児数の見通し、ニーズ等を踏まえ設定する
・開設時期	令和5年4月1日もしくは令和6年4月1日 ※整備の必要性に応じて変動
・整備・運営方針等	関係者にご意見を伺いながら検討する

上記の内容を踏まえ、河東地区幼保連携型認定こども園の整備・運営方針を決定しようとするものです。

## 2 検討経過

時期	内容	
令和2年	7月 ～11月	河東第三幼稚園保護者との意見交換会（2回・延べ19名） 広田保育所保護者との意見交換会（3回・延べ86名） 河東地域連携会議、地域づくり委員会との意見交換会（1回・17名） 河東地区住民との意見交換会（2回・延べ14名）
	12月	河東第三幼稚園と広田保育所を統合し、幼保連携型認定こども園とする旨の方針決定
	令和3年	10月 ～11月
11月		広田保育所保護者（意見交換会欠席者）への意見集約（13名提出）
令和4年	3月	上記意見交換会等で集約した意見及び、市の考え等について、文書を通じて各施設保護者へ周知
	5月 ～6月	広田保育所保護者との意見交換会（4回・延べ24名） 河東第三幼稚園保護者との意見交換会（1回・8名）
	8月	子ども・子育て会議（1回・17名）

### 3 整備・運営方針（案）の検討

令和2年度に決定した方針を踏まえ、次の3点について、検討を行いました。

#### 【整備・運営方針に係る検討内容】

- (1) 定員 (2) 施設の増改築 (3) 施設の整備・運営手法

#### (1) 定員について

##### 《定員を検討する際のポイント》

- ① 広田保育所と河東第三幼稚園の在園児が、引き続き利用できるようにします。
- ② 今後、幼児の数が減少していくことも予想されますが、河東地区で唯一の教育・保育施設となることや、広田保育所の待機児童の解消、入所希望の状況などを考慮した定員とします。
- ③ 1号認定（3歳以上・教育）の定員は、現在の河東第三幼稚園の児童数に加え、幼保連携型認定こども園の整備による新たな利用希望を見込んだ定員とします。

#### 【現在の利用定員】

（単位：名）

施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
河東第三幼稚園	—	—	—	50 (16)			50 (16)
広田保育所	15 (8)	21 (19)	24 (23)	24 (26)	28 (26)	28 (27)	140 (129)

※（ ）はR4.10.1現在の利用児童数（例年、年度末に向けて増加）



#### 【新施設定員（案）】

（単位：名）

認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定（教育）	—	—	—	10	10	10	30
2,3号（保育）認定	18	22	24	26	27	28	145
計	18	22	24	36	37	38	175

以上のとおり、定員は 175名 とします。

## (2) 施設の増改築について

### 《施設の増改築を検討する際のポイント》

「福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定により、1学級の園児数は、30名以下とする必要があるため、3～5歳児を各2クラスとする必要があります。

### 【年齢別クラス数（案）】

（単位：室）

施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
広田保育所（140名）	1	1	1	1	1	1	6
新施設（175名）	1	1	1	2	2	2	9

以上のとおり、施設の増改築については、**3～5歳児の保育室を各1室（計3室）増築**します。

## (3) 整備・運営手法について

幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人が設置することができます。

施設の整備・運営手法としては、次の3つの方法があります。

整備・運営手法	内 容
公設公営	市が施設を整備し、運営も行う。
公設民営	①市が施設を整備を行う。 ②市が事業者を公募し、選定された事業者が、市から土地と建物を借りるなどして運営を行う。
民設民営	①市が事業者を公募し、選定された事業者が、市から土地と建物を譲り受ける（有償と無償の場合がある）。 ②選定された事業者が必要な施設を整備と運営を行う。

### 《整備・運営手法を検討する際のポイント》

- ① 会津若松市の公立教育・保育施設の今後のあり方
- ② 整備・運営手法の比較
- ③ 北会津地区幼保連携型認定こども園の事例

### ① 会津若松市の公立教育・保育施設の今後のあり方

少子化や核家族化の進行、保護者の働き方の多様化などにより、子育て世帯のニーズが複雑化している中で、教育・保育の質を向上させるためのさらなる取組が求められています。

公立の教育・保育施設は、行政機関として、保育の現場での課題などを市の政策につなぐ役割を担うことが期待されています。教育・保育の質の向上のための公立施設の役割を、次のとおり整理しました。

**【公立施設が担うべき役割】**

- ・ 児童を受入れ、教育・保育を提供する「教育・保育施設としての役割」
- ・ それぞれの施設では解決することが難しい地域共通の課題に目を向けた「市全体の教育・保育環境の充実に貢献する役割」



教育・保育の質の向上のため、公立施設は、2つの役割のうち「市全体の教育・保育環境の充実に貢献する役割」を十分に果たすための機能を充実させていく必要があります。



**【教育・保育環境の充実に向けて公立施設が担うべき役割】**

- ・ 私立施設では受入れが難しい児童の受入れ
- ・ 地域の教育・保育人材の確保・育成
- ・ 地域の子ども・子育て支援における中核的な機能 など

- ・ 公立施設の機能を拡充し、担うべき役割を果たすためには、人材の確保が必要となりますが、現状の公立施設の体制では、人材が不足している状況です。
- ・ 「公立施設の機能拡充」と「持続可能な行財政運営」の両立を図るためには、公立施設全体の規模は縮小しながらも、公立施設の人材を集約し、機能拡充に必要な体制を確保する必要があります。

② 整備・運営手法の比較

項目	公設公営	公設民営	民設民営
設置・運営の基準 (職員配置、設備基準等)	幼保連携型認定こども園の 設備及び運営に関する基準		
教育・保育内容の基準	幼保連携型認定こども園教育・保育要領		
保育料	市が決定(応能負担、多子軽減あり)		
整備費の負担割合	国：1/3 市：2/3		国県：1/2 市・事業者：各1/4
運営費概要(保育料を除く)	市が負担	国1/2、県1/4、市1/4で負担	

- ・ 設置・運営、教育・保育内容の基準や保育料は、公営、民営による違いはありません。(絵本代や教育充実費などの実費徴収の額は、施設が設定します。)
- ・ 整備費や運営費は、整備・運営手法の違いにより、国、県の交付金等の活用が可能かどうかや負担割合などに違いがあります。

### ③ 北会津地区幼保連携型認定こども園の事例

公立幼稚園・保育所を統合し、民設民営による幼保連携型認定こども園を開園した北会津地区の事例について、取組状況や利用状況を確認しました。

#### 【主な取組】

- 移行前から在園児の状況を把握し、保護者との意見交換などにより関係を構築しました。
- 保護者の声を取り入れた施設運営をしています。
- 地域行事へ参加するなど、地域との交流に取り組んでいます。
- 北会津中学校区コミュニティスクールへの参加や連携計画に基づく小中学校との相互交流、情報連携に取り組んでいます。
- 開園後の一定期間、運営法人、保護者や地域の方々、市による協議の場を設けて、運営状況の確認を行いました。

#### 【利用状況】

施設名（設置法人）	認定こども園 北会津こどもの村幼保園（学校法人白梅）
入所可能年齢	3か月～5歳児

（単位：名）

		1号	2号	3号		合計	地区内 未就学児童数
				0歳児	1,2歳児		
利用定員		25	92	18	50	185	—
利用児童数 (4.1現在)	H28	46	99	2	50	197	354
	H29	33	99	3	41	176	337
	H30	28	94	5	44	171	323
	H31	21	97	5	51	174	311
	R2	18	100	4	55	177	296
	R3	17	107	6	50	180	304
	R4	19	102	2	49	172	294

- 開園後も保護者や地域の方々、法人、市で協議の場を持ち、より良い環境づくりに努めてきました。
- 保護者や地域の方々、さらには小学校との連携など、地域とのつながりを重視するとともに、利用児童数に大きな変化はなく、安定した事業運営がなされています。

#### ④ 整備・運営手法（案）について

上記①から③の視点について、以下のとおり整理するものです。

- 公立施設は、行政機関として、「市全体の教育・保育環境の充実に貢献する役割」を一層担う必要があります。
- 「公立施設の機能拡充」と「持続可能な行財政運営」の両立を図るため、公立施設の人材を1か所に集約し、公立施設全体の規模は縮小しながらも、機能拡充に必要な体制を確保する必要があります。
- 公立施設の集約は、市内全域の児童を受入れることや、市内に点在する教育・保育施設等との連携の必要性も考慮すると、市の中心部に立地する中央保育所に集約することが望ましいと考えられます。
- 施設の設置や運営の基準については、整備・運営主体の違いに関わらず、法令等の基準に基づいて行うため、基本的に違いはありません。
- 会津若松市の教育・保育の提供については、私立施設が中心となって、受入体制の充実や多様なニーズへ対応してきた経過があります  
北会津地区の幼保連携型認定こども園の事例からも、子どもや保護者が安心して利用できる施設運営が十分に見込めると考えられます。

以上のことから、**整備・運営手法については 民設民営** とします。

#### 4 整備・運営手法（案）に係る留意事項

- ① 幼保連携型認定こども園の運営法人の選定では、厳正な審査を行うとともに、法人と市による協定を締結し、協定に沿った運営が行われるよう、市が状況を確認していきます。
- ② 民営化に伴う環境の変化による児童や保護者への影響を考慮し、市と法人による引継ぎや、合同保育の実施、法人と児童、保護者との交流の機会などの十分な確保に努めます。
- ③ 運営主体の変更と2施設の統合の時期を分けて、段階的な移行を進めます。
- ④ 保護者や地域の方々、関係者からの意見・要望などの調整や、開園後も施設運営を地域で見守っていく仕組みとして、関係者による運営委員会を設置します。

#### 5 年次計画（案）

令和4年度	「公立教育・保育施設の今後のあり方」及び「河東地区幼保連携型認定こども園の整備・運営方針」の決定
令和5年度	河東地区幼保連携型認定こども園 事業者の公募・選定・協定締結
令和6年度	市・法人による施設運営に係る引継ぎ及び合同保育等の実施
令和7年度	広田保育所の民営化（類型：幼保連携型認定こども園） 広田保育所施設の増築（法人による施設整備）
令和8年度	河東第三幼稚園の河東地区幼保連携型認定こども園への統合